

日本学生支援機構奨学金 令和7年度申請要領
【進学予約 採用候補者】（静岡水落キャンパス）

対象者	入学の前年度に <u>高校等で奨学金の申請をして採用候補者になった新入生</u> ※手続きをしない場合、奨学生に採用されません。辞退として取り扱います。 ※ 入学後に新規に奨学金申込を希望される方は、対象外です。 入学後、ご案内いたします。
------------	---

= 申請手続きの流れ(申請から正式採用まで) =

1. 【必読】内容確認 <~3月初旬>

- 1) 日本学生支援機構から送付される資料一式、特に以下の資料を熟読してください。
 - 採用候補者のしおり
- 2) 日本学生支援機構 HP 掲載の以下の資料を熟読・視聴
 - 大学等奨学生採用候補者(予約採用)に決定された方へ
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/yoyakukouhosha.html>
 - 動画「【予約採用】採用候補者の皆さんへ -全編- (30分52秒)」
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/movie.html>

2. 必要書類確認・取得 <~3月下旬>

日本学生支援機構から送付される「**進学前準備チェックシート**」も確認すること

書類名称	注意事項等
【全奨学種】	
① 日本学生支援機構奨学金 申請要領(本紙)	
② 奨学生採用候補者決定通知(進学先提出用)	日本学生支援機構から送付されます
③ 本人名義の通帳・キャッシュカード等、口座情報のわかる資料コピー	利用できる金融機関は「採用候補者のしおり」参照 例) 利用不可: インターネット専業銀行 利用可: インターネット支店
④ 進学届入力下書き用紙 (各自下書きをしておいてください。わからない箇所は空欄で結構です。ガイダンスで説明します)	「トコナビ入学手続き」からダウンロードしてください。(3月上旬頃掲載予定)
【給付奨学金】【給付/貸与併用】かつ【自宅外通学者】	
⑤ 自宅外通学の証明書類(賃貸借契約書等)	自宅外通学に該当するかは「採用候補者のしおり」参照(給付 P.12)
【給付奨学金】【給付/貸与併用】	
⑥ 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A様式-1)	「トコナビ入学手続き」からダウンロードしてください。(3月上旬頃掲載予定)
⑦ 学納金等返還口座届	
【貸与奨学金】 かつ 【②採用候補者決定通知の交付書類コードが「B」「E」】	
⑧ 入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書	※⑧については本要領最後尾に掲載
⑨ 日本政策金融公庫発行の通知文コピー	
【外国籍の方】	
⑩ 変更後の在留資格・期間が認められたことがわかる書類	※予約採用時から在留資格・期間に変更があった方のみ

【給付奨学生の自宅外金額の認定について】

給付奨学生の給付月額、採用の時点では全員「自宅通学」月額となっています。自宅外通学の方は、採用後の所定期間内に所定手続きを経ると、採用時に遡り「自宅外通学」金額が認められます。(所定期間を経過すると適用期間は遡りません)

お急ぎ、採用時点から「自宅外」月額の給付をご希望の場合、早期申請が可能です。ご希望の方は、本要領次頁の掲載資料『給付奨学生採用候補者の自宅外月額 申請要領』をご参照ください。

(通常申請の場合と早期申請の場合で、最終的な総額は同額です。)

3. 採用候補決定者説明会 < 4月4日(金)または4月7日(月) >

奨学金本採用手続きに必要な ID・パスワード等を配付します。今後の手続きの流れや提出物についても説明しますので必ず出席してください。

●日時・場所

実施日時	教室	対象者
4月4日(金) 15:00-16:00	412教室	給与のみの方、給与と貸与併用の方
4月7日(月) 13:15-14:15	412教室	貸与のみの方

●持ち物

- 1) 日本学生支援機構より送付された書類一式
(特に『奨学生採用候補者決定通知』は当日集めるため必ず持ってくること)
- 2) 「2. 必要書類確認・取得」で記載した書類一式

4. スカラネット登録

進学届入力下書き用紙をもとにスカラネット入力

※入力用 ID・パスワードは採用候補決定者説明会で配付します。詳細は説明会で配付する資料をご参照ください。

※手続きをしない場合は辞退とみなされ、奨学生に採用されません。

種別	入力締切	採用月
【給付奨学金】 【給付/貸与併用】 【貸与奨学金】	4月8日~4月23日	5月

5. 書類提出

- 提出物 採用候補決定者説明会(4/4、4/7)にて指示する書類を提出
- 提出方法 水落キャンパス学生課窓口にて持参 又は 郵送(レターパックライト)
- 提出先

進学先キャンパス	住所
静岡水落キャンパス	〒420-0831 静岡県静岡市葵区水落町1番30号 電話:054-297-3203 常葉大学 静岡水落キャンパス学生課奨学金担当

6. 奨学金の交付確認(本人口座への振込)

手続き上、結果通知よりも奨学金振込が先になります。
 進学届提出(入力)時に振込口座を誤って入力すると、初回振込が遅くなる可能性があります。
 進学するまでに奨学金振込に使用できる口座を用意してください。
 ※「採用候補者のしおり」参照(給付 P.16・貸与 P.15)

7. 返還誓約書(貸与)提出

- 1) 日本学生支援機構から発行された書類を「採用決定者説明会」で配付
 ※詳細は学生ポータルサイト・掲示板等でお知らせします。
 1日1回以上、確認してください。
- 2) 返還誓約書(貸与)を大学に提出

8. 正式採用

毎月、入金を確認しましょう

《奨学金に関する情報》

奨学金に関する情報は以下の HP も参考にしてください。

- 奨学金 学びたい気持ちを応援します JASSO の奨学金

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

- お役立ちページ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/index.html>

- 奨学金チャットボット

奨学金の貸与・給付・返還に関するご質問を入力することで、AIにより自動で回答を行うシステム(チャットボット)です。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/ai_chatbot.html

進学先キャンパス	連絡先
静岡水落キャンパス	〒420-0831 静岡県静岡市葵区水落町1番 30 号 電話:054-297-3203 メールアドレス:mz-shogakukin@sz.tokoha-u.ac.jp

<<給付奨学生採用候補者の自宅外月額申請要領>>

対象者	下記を満たす方 ・入学前に高校等で予約を申請して、日本学生支援機構 給付奨学生採用候補者になった方 ・自宅外通学の条件を満たす方 「採用候補者のしおり」参照（給付 P.12）
------------	---

= 申請手続き =

1. 必要書類確認・取得

下記の書類を準備する

- ① 日本学生支援機構 2025年度給付様式 35
『通学形態変更届（自宅外通学）』
（次ページに掲載していますので、印刷の上ご記入ください）
- ② 自宅外証明書類
（「給付採用候補者のしおり」P.12参照）
- ③ 採用候補者決定通知（進学先提出用）のコピー
（原本は、4月に行う採用候補決定者説明会で提出）
- ④ 入学手続き（2次又は一括）「振込金受取書」のコピー

2. 書類提出

提出物：上記①～④

提出期限：令和7年3月14日（金）**必着**

提出方法：郵送（**レターパックライト**）のみ

提出先：**進学先キャンパス**の学生課（下記参照） ↓お問い合わせも下記まで↓



進学先キャンパス	住所
静岡水落キャンパス	<p style="text-align: center;">※レターパックライト(青)で郵送</p> <p style="text-align: center;">〒420-0831 静岡県 静岡市 葵区 水落町 1番 30号 電話:054-297-3203 常葉大学 静岡水落キャンパス学生課奨学金担当 宛</p>

※3月14日までに間に合わない場合は、進学後に提出してください。進学後に提出する場合の提出期限は4月に行う採用候補決定者説明会でお知らせします。

通学形態変更届(自宅外通学)

本様式作成に当たっては必ず別紙の記入例をご参照ください。
自宅外通学の申請には給付様式35に加えて賃貸借契約書などの証明書類も併せて必要です。
自宅外通学要件確認チャートにて必要な証明書類をご確認ください。

奨学生・予約採用候補者→学校
→自宅外センター

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、下記のとおり通学形態変更を願います。
なお、確認書で確認し、同意した内容から、通学形態変更に伴う給付月額及び第一種奨学金貸与月額の変更について、確認書並びに日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。
第一種奨学金の貸与月額については、諸規定に基づき現在の月額から増額又は減額された額(複数あるときは機構の定める額)に変更されることがあることに同意し、併給調整に伴う月額変更により、既に振り込まれた金額が調整された金額で精算できない場合は、諸規定の定めに基づき、第一種奨学金と金として取り扱うことに同意します。

黒い太枠線内は正確に、もれなく記入し、学校に提出してください。未記入の場合は不備返送となります。

提出日 西暦 20 年 月 日
生年月日 西暦 20 年 月 日
学籍番号
フリガナ
氏名(自署)
奨学生番号
採用候補者決定通知登録番号
進学届入力日

通学形態変更 自宅通学 → 自宅外通学

自宅外通学要件及び提出書類の確認
「自宅外通学要件確認チャート」を確認し、以下の「対象区分」に該当することを確認
(該当する「対象区分」に☑を記入し、証明書類を添付) □ A □ B □ C □ D □ E □ F □ G
自宅外への入居日
契約期間
家賃・寮費発生年月日(注3)
自宅外住所
生計維持者①(現住所)
生計維持者②(現住所)
キャンパス住所
自宅外要件
⑤その他やむを得ない特別な事情を選択する場合
1. ①~④に当てはまらない場合は学業との関連で自宅からの通学が困難な事由を詳細欄に記入してください。
2. 入寮義務がある場合は、⑤の詳細に「入寮義務有」と記入してください。

(注1)自宅外通学事務処理センターに自宅外通学に係る証明書類が到着した日となります。
(注2)自宅外通学の変更始期として認められるのは自宅外要件を満たし、かつ給付奨学金の支給始期年月以降となります。支給始期年月より前に遡ることはありません。
(注3)家賃・寮費発生年月日は支払日・口座振替日ではありません。(例:2024年4月1日から2025年3月31日までの契約期間で、家賃が4月1日から発生している場合は2024年4月1日を記入。)

自宅外通学に係る証明書類の添付が必要です。

別紙「自宅外通学要件確認チャート」のいずれかの「対象区分」に該当することを確認し、該当する「提出書類」を本届にホチキス留めして提出してください。 ※提出された書類は返却しません。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日

学校名

関係課長(※)

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

学校確認欄 (☑を記入)
以下の「対象区分」に該当し、必要書類が添付されていることを確認済
□ A □ B □ C □ D □ E □ F □ G
電話番号(担当者名)
学校番号
区分

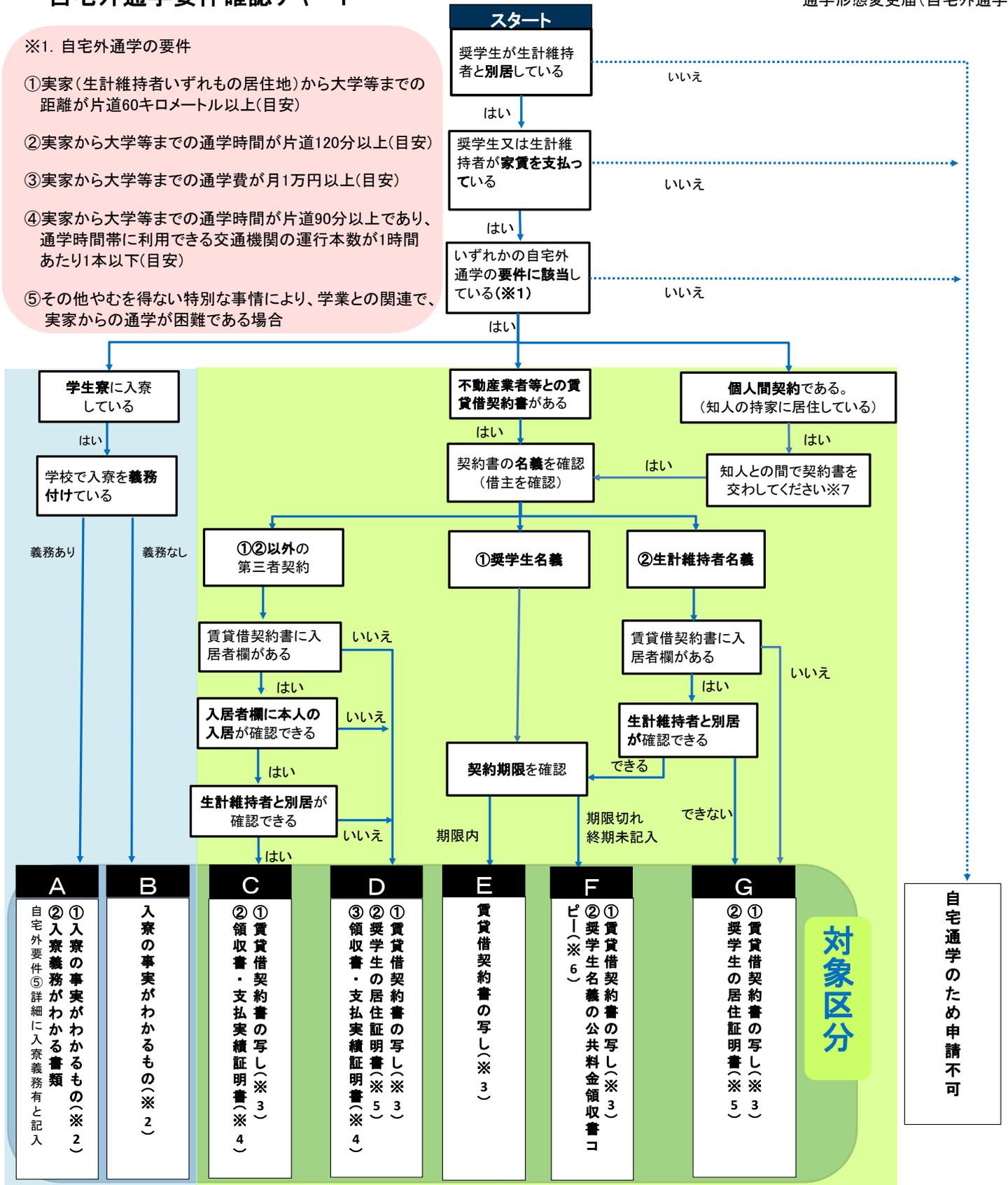
ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

自宅外通学要件確認チャート

通学形態変更届(自宅外通学)

※1. 自宅外通学の要件

- ①実家(生計維持者いずれもの居住地)から大学等までの距離が片道60キロメートル以上(目安)
- ②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)
- ③実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)
- ④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間あたり1本以下(目安)
- ⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合



●各証明書類を調えるにあたっては裏面をご参照ください。

自宅外通学要件確認チャート(裏面)

※2	入寮の事実の証明	<p>在寮(入寮)証明書、入寮許可証など以下の4項目が記載されているもの [(①奨学生氏名、②寮の所在地、③入寮日(または入寮期間)、④寮費(部屋代)の発生の事実) 支給始期年月より前から入寮している場合、支給始期年月以降の日付で学校が証明している必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寮費や入寮義務の証明は学校のパンフレットや寮の規則のコピーの添付でも可能 在寮証明書等に学校の担当部署による追記および学校の印を押印した証明でも可能 パンフレットや寮の規則は必ず学校名が確認できるものであること ・寮費(部屋代)が発生しない場合は自宅通学扱いとなる。(水道光熱費、食費、医療費、共益費は寮費(部屋代)とみなさない) <p>■機構で書式を準備しておりますのでご利用ください「入寮(入所)証明書」 「入寮(入所)証明書」は自立援助ホームの入所証明としても利用できます。</p>
※3	賃貸借契約書	<p>以下の5項目が確認できる箇所をコピーしたもの [(①契約期間、②借主および貸主、③入居者、④家賃、⑤物件の所在地) 重要事項説明書や保証委託契約書のみの提出は不備になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務契約で給料から家賃が差し引かれている場合は、賃貸借契約書に代えて労務契約書のコピーの提出でも可。 ・賃貸物件ではない他者の持家に入居している場合は個人間契約に該当(※7参照)
※4	領収書 又は 支払実績証明書	<p>奨学生又は生計維持者が自宅外通学を開始した年月に家賃を負担していることを証明する書類 以下の①～⑦の項目が記載されているもの [(①宛名、②対象となる物件名(又は所在地)、③家賃を領収した旨、④金額、⑤何月分の家賃の領収書か(自宅外通学を開始した月の分であること)、⑥不動産業者(又は家主)の証明と押印、⑦発行日]</p> <p>※不動産業者発行の場合は賃貸借契約書に記載された不動産業者が発行したもの(不動産業者が変更になった場合は、変更したことが分かる書類(例:管理会社変更の通知等)の添付も必要)</p>
※5	居住証明書	<p>不動産業者又は家主が発行する、奨学生が生計維持者と別に居住していることを証明するための書類 以下の①～⑥の項目が記載されているもの [(①所在地、②貸主及び借主、③入居者、④契約期間、⑤賃料、⑥本人と生計維持者が別居している旨の記載]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住証明書の提出が困難な場合は、入居申込書や火災保険等の保険契約申込書のコピーで代えることが可能。(※入居者欄に生計維持者の記載のないもの、被保険者が奨学生1名と確認できるもの) ・賃貸借契約書に記載のない不動産業者が発行した場合は、別途不動産業者が変更になったことがわかる書類(例:管理会社変更の通知等)の添付も必要 <p>■機構で書式を準備しておりますのでご利用ください「賃貸借契約証明書(個人間)兼居住証明書」</p>
※6	契約期間外の証明	<p>契約書の契約期間が切れている場合は以下のいずれかの追加書類が必要(自動更新欄の提示は不可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該物件について奨学生名義の公共料金の領収書コピー(契約期間を更新した以降の月のもの) ※請求書は不可です ・家賃の領収書又は支払実績証明書(※4)(不動産業者又は家主発行、奨学生宛) ・奨学生の居住証明書(※5)(コピー可、不動産業者又は家主発行のもの) ・更新した賃貸借契約書の写し(※3)
※7	個人間の賃貸借契約	<p>親戚の持家に住んでいる等、賃貸借契約書が発行されない場合に自宅外通学の証明となるもの 奨学生又は生計維持者と家主間の賃貸借契約書に代わる取決めがわかるものの提出が必要 以下の①～⑧の項目が記載されているもの [(①家賃を支払っている物件の住所、②奨学生氏名、③入居日、④契約期間、⑤月額家賃、⑥家主の署名、⑦本人の署名、⑧契約日]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出できない場合は自宅外通学であることを証明することができないため自宅通学とする <p>■機構で書式を準備しておりますのでご利用ください。「賃貸借契約証明書(個人間)兼居住証明書」</p>

自宅外通学を開始した年月とは、自宅外へ入居しかつ自宅外要件を満たした月のことです。

(例)2024/4/1に親元を離れた住居へ入居したが、家賃は2024/6/1から発生する。⇒自宅外要件を満たす月は2024/6となる。

(例)同居していた親が、2024/10/3に自宅外要件を満たす遠方に転居した。⇒自宅外要件を満たす月は2024/10となる。

(例)2024/4から自宅外通学だが、給付の始期が2024/10である。⇒自宅外要件を満たす月は2024/4だが、2024/10に自宅外通学をしている証明が必要。

◆◆チェックシート◆◆

- (注1) 提出前に記入漏れ等がないよう確認してください。特に不備が多い項目欄をオレンジ色に塗っています。
- (注2) 届出用紙や添付書類に不備がある場合は、自宅外月額への変更処理が遅れます。
- (注3) 進学前に提出される場合、本様式に記載された学校が実際の進学先と異なる場合は進学先の学校で再度提出が必要になります。
- (注4) 下記1. 通学形態変更届の番号1と2は進学前に提出する場合にご確認ください。
- (注5) 下記1. 通学形態変更届の番号3から6は進学後に提出する場合にご確認ください。

1. (通学形態変更届(自宅外通学))

対象	番号	チェック項目	☑ チェック
進学前	1	氏名、進学先の学校名は記入されていますか？	<input type="checkbox"/>
	2	採用候補者決定通知登録番号は記入されていますか？ ※奨学生番号、進学届入力日は空欄で構いません。	<input type="checkbox"/>
進学後	3	奨学金は毎月振り込まれていますか？ ※毎月の振込がない場合は振込の状態と通学形態変更の可否について学校へご確認ください。	<input type="checkbox"/>
	4	奨学生番号は記入されていますか？ (奨学生番号が発行されていない場合は採用候補者決定通知登録番号を記入していますか？)	<input type="checkbox"/>
	5	奨学生番号が発行されていない場合、進学届を入力した日は記入されていますか？	<input type="checkbox"/>
	6	氏名、学校名は記入されていますか？	<input type="checkbox"/>
進学前 進学後 共通	7	氏名欄はご自身で記入していますか？(印字は不可です)	<input type="checkbox"/>
	8	自宅外への入居日は記入していますか？ (同居していた生計維持者の転居により自宅外要件を満たす場合は、自宅外要件を満たす年月日。)	<input type="checkbox"/>
	9	契約期間は記入されていますか？	<input type="checkbox"/>
	10	家賃発生年月日は記入されていますか？ ※フリーレント期間(家賃の発生しない期間)がある場合は、何月分から家賃が発生しているか。 ※同居していた生計維持者の転居により自宅外要件を満たす場合は、自宅外要件を満たす年月日。	<input type="checkbox"/>
	11	奨学生本人の自宅外住所は、提出する証明書類に記載された住所と同じになっていますか？	<input type="checkbox"/>
	12	生計維持者①②に記入漏れはありませんか？	<input type="checkbox"/>
	13	主に通学しているキャンパスの住所は記入していますか？	<input type="checkbox"/>
	14	自宅外要件を満たしているかどうか確認していますか？ 当てはまるものに☑を記入していますか？ ※⑤を選択した場合は、学業継続に支障が生じる理由(社会的養護が必要な者として採用された場合や独立生計維持者の場合はその旨)を記入していますか？	<input type="checkbox"/>

2. (賃貸借契約書・更新契約書):対象区分C～Gのいずれかに該当する場合

対象	番号	チェック項目	☑ チェック
進学前 進学後 共通	1	賃貸借契約書の写しを準備していますか？ ※重要事項説明書のみでは申請できません。	<input type="checkbox"/>
	2	貸主および借主は記載されていますか？	<input type="checkbox"/>
	3	契約者が奨学生本人ではない場合、入居者欄に奨学生本人が記載されていますか？	<input type="checkbox"/>
	4	入居者欄に生計維持者の氏名がある場合、生計維持者と同居していないことが確認できますか？ ※生計維持者が当該物件に居住しておらず奨学生が居住していることが分かる居住証明書を貸主(不動産業者)に発行してもらって下さい。(兄弟姉妹の氏名が記載されていても問題ありません。)	<input type="checkbox"/>
	5	契約期間が切れている場合は、直近の日付で発行された公共料金の領収書(奨学生本人名義)が添付されていますか？	<input type="checkbox"/>
	6	契約期間(更新後の期間含む)に給付様式35に記入した入居日が含まれていますか？	<input type="checkbox"/>
	7	月額家賃が記載されていますか？	<input type="checkbox"/>
	8	※契約者が奨学生本人・生計維持者ではない場合 奨学生本人・生計維持者が家賃を負担していることがわかる領収書等の添付がありますか？	<input type="checkbox"/>

3. (入寮証明書・入寮許可証):対象区分AかBに該当する場合

対象	番号	チェック項目	☑ チェック
進学前 進学後 共通	1	奨学生本人が入寮している記載がありますか？	<input type="checkbox"/>
	2	入寮日又は入寮期間が記載されていますか？	<input type="checkbox"/>
	3	寮の所在地が記載されていますか？	<input type="checkbox"/>
	4	入寮開始月から毎月寮費(部屋代)がいくら発生しているか確認できますか？ ※水道光熱費等の負担のみで、部屋代の負担がない場合は、自宅外要件を満たさないため自宅外通学の申請はできません。	<input type="checkbox"/>
	5	発行者又は発行機関による証明が確認できますか？(証明書に発行機関の名称が確認できますか？) ※給付始期以前から入寮している場合、給付始期以降の日付で発行者が証明する必要があります。	<input type="checkbox"/>
	6	入寮が義務付けされている場合は、その証明書を添付していますか？	<input type="checkbox"/>
	7	入寮が義務付けされている場合は、通学形態変更届の自宅外要件⑤に入寮義務があることが記入されていますか？	<input type="checkbox"/>

4. 融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピーを添付できない事情等について「融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー」を添付できない場合は、以下ア・イのうち該当する理由に☑を入れ、必要事項を漏れなく記入してください。

□ア 申込先金融機関において融資できない旨の通知を文書で発行していないため

①結果の通知方法について、あてはまるものに○をしてください。

金融機関窓口で口頭にて結果を知らされた ・ 電話で結果を知らされた ・ その他 ()

②融資できない理由について、次にあてはまるかを確認してください。

- ・ 借入申込人世帯の年間収入（所得）が日本政策金融公庫の示す金額を超えている。
- ・ 日本政策金融公庫からの借入申込上限額を超えている。
- ・ 教育資金以外の使途である。
- ・ 保護者等以外による申込み。

上記にあてはまる

あてはまる

あてはまらない

上記にあてはまる場合、入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けることはできません。進学後、インターネットによる進学届の提出時に必ず**辞退**の入力をしてください。本申告書と添付書類は提出不要です。
※既に進学届を提出した場合は、学校に入学時特別増額貸与奨学金を辞退する旨を連絡してください。

※融資できない理由をご記入ください。

□イ 「融資できない旨を記載した公庫発行の通知文」を紛失し、再発行を依頼したが断られたため

「融資できない旨を記載した公庫発行の通知文」は再発行が可能ですので、原則、金融機関に再発行を依頼してください。再発行されなかった場合に限り、下記の欄に記入し、本紙を提出することができます。
なお、再発行の依頼状況について、進学先の学校を通じてあなたに照会することがあります。

発行を依頼した日	(西暦)	年	月	日
再発行を断られた日	(西暦)	年	月	日
再発行を断られた理由				
融資できない理由				

万一、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込んでいないことが判明した場合は、入学時特別増額貸与奨学金の採用を取り消します。
この場合、既に振り込まれた入学時特別増額貸与奨学金（第二種奨学金の採用候補者の場合は、第二種奨学金も併せて）の全額を返金しなければなりません。

- 「入学時特別増額貸与奨学金」は日本学生支援機構の奨学金ですので、申込みや手続きに関する照会等は、日本政策金融公庫ではなく在学にお問合わせください。
- 「国の教育ローン」は日本政策金融公庫の融資ですので、申込みや手続きに関する照会等は、日本政策金融公庫にお問合わせください。
- 日本政策金融公庫「国の教育ローン」の融資を受けることができた方、申込手続きを途中で取り下げた方、収入が高い等の理由で日本政策金融公庫が定める申込みの要件を満たさない方又は申込みをしていない方は入学時特別増額貸与奨学金を利用できません。